

横須賀市地域福祉計画の 概要について

令和4年（2022年）7月7日

横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課

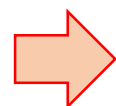
目次

- **地域福祉計画策定の背景**
- **各計画との位置付け**
- **計画の基本理念**
- **横須賀市の「地域福祉」のイメージ**
- **基本目標等①～④**

地域福祉計画策定の背景

○現状

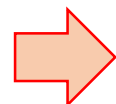
- ・ 生産年齢人口減少
- ・ 要介護・認知症
高齢者の増加
- ・ 世帯構成の変化



近所付き合いの希薄化

○新たな課題

- ・ 制度のはざま
- ・ ダブルケア



支援ニーズの多様化・増加

策定の背景

これまでの「福祉」のイメージ

⇒児童、生活困窮者、障害者、高齢者など
制度（対象者）ごとに計画を策定（縦割り）

- ①さまざまな分野にまたがる相談をする人は
それぞれの窓口を回らなければならない。（たらい回し）
- ②そもそも制度に該当しない人は相談先がない。

例 ①高齢の障害者
②50代のひきこもり

策定の背景

これからの「福祉」

⇒各制度(対象者)に**横串**を通す。

さまざまな分野にまたがる相談をする人も
そもそも制度に該当しない人の相談も受け付ける、
困りごとを抱える人の相談を
丸ごと受け止める窓口として「**ほっとかん**」を開設

策定の背景

地域福祉計画の策定

⇒「地域住民が支え合い、安心して暮らせるまち」
を実現するため、福祉分野の基盤となる計画として
「**横須賀市地域福祉計画**」を策定。

○計画期間

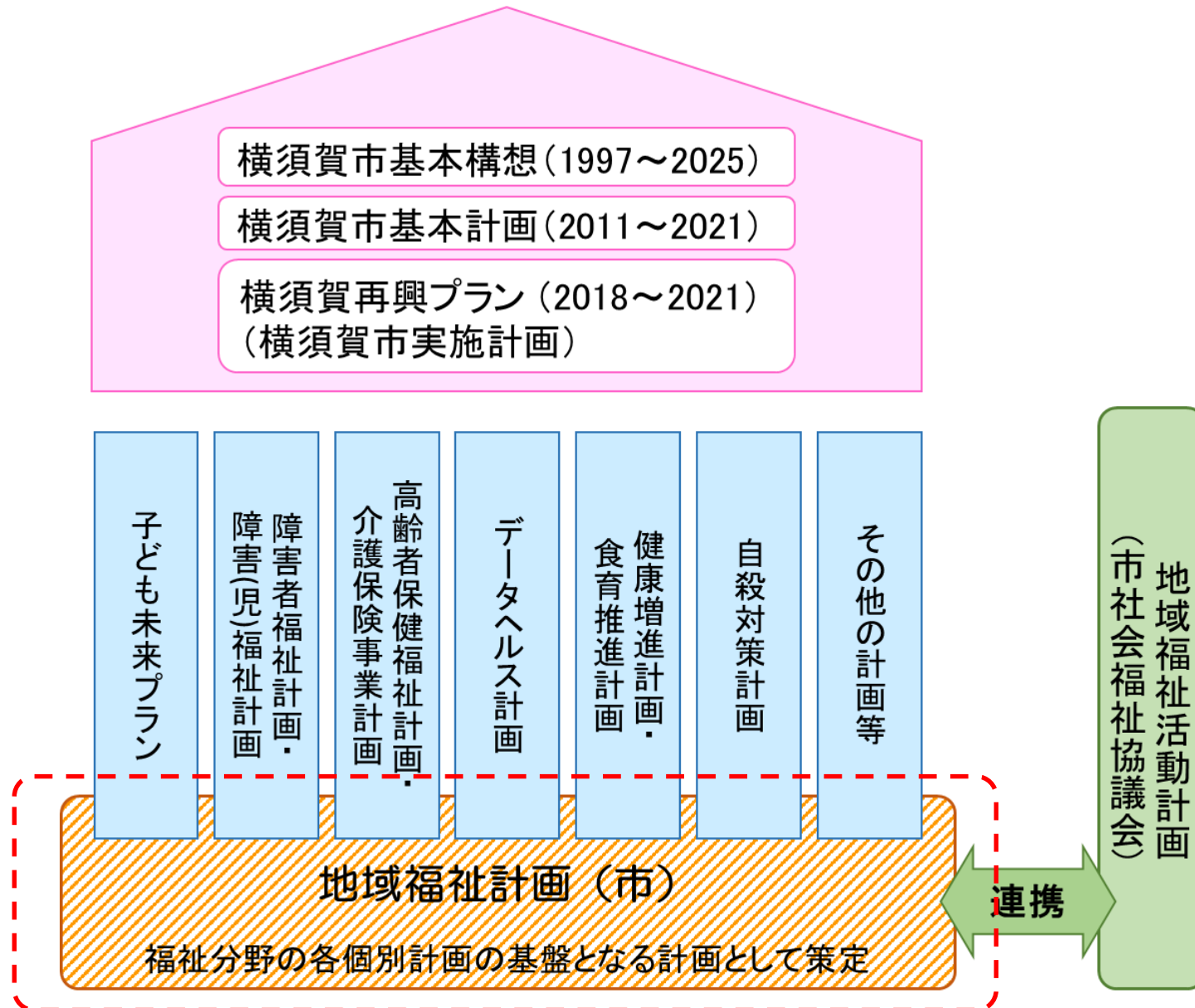
令和元年度(2019年度)～令和5年(2023年度)5年間

次期計画期間(令和5年度策定)

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)6年間

※ 地域福祉活動計画(横須賀市社会福祉協議会)と
一体的に策定

各計画との位置付け



○基本理念

「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現

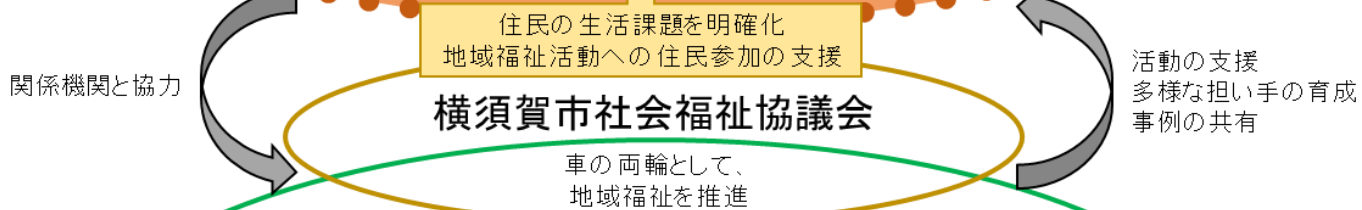
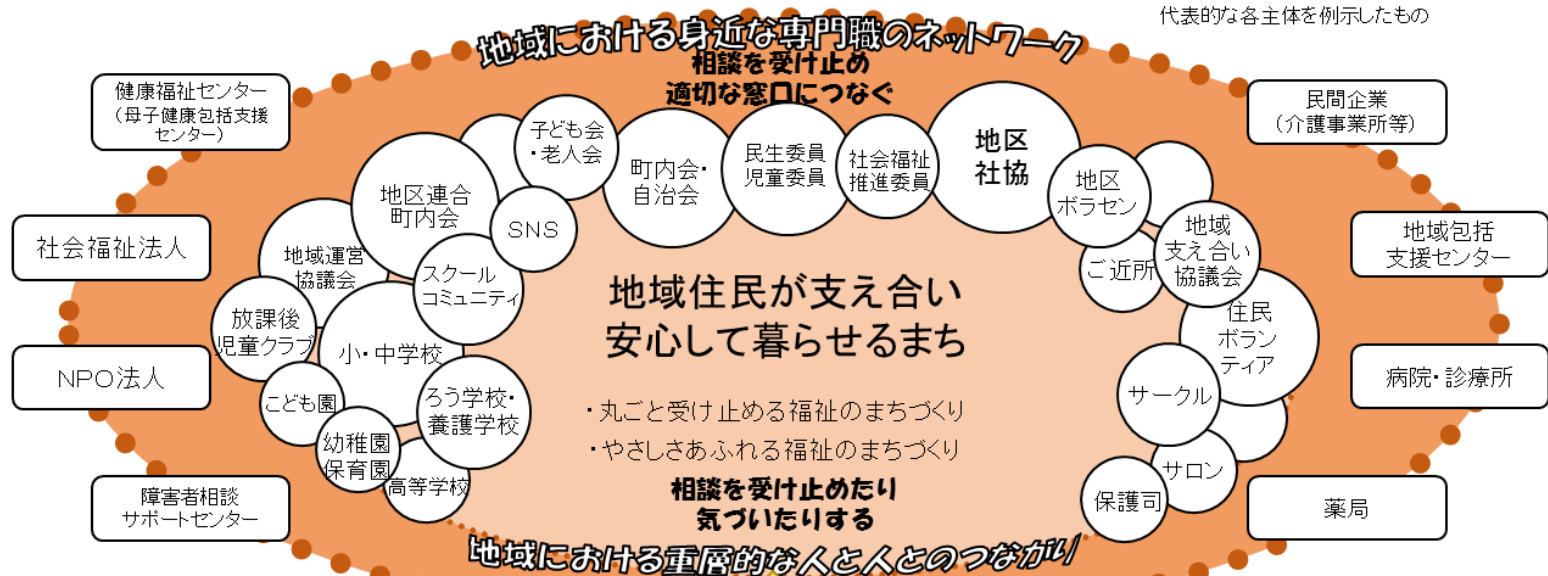
- ◎ 全ての住民が多様性を認め合い、身近な日々の暮らしの場である地域社会で重層的につながり、支え合いながら安心して暮らすことができる地域の実現を目指します。
- ◎ 地域福祉計画の策定を契機として、住民が地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、自分らしい生活を送ることができる支援の輪をつなげ、「誰も一人にさせないまち横須賀」の実現を目指します。

横須賀市の「地域福祉」のイメージ

地域の多様な主体によるネットワーク
地域の支え合いをつなぐ仕組み

市全域におけるネットワーク
多職種による相談支援・課題解決の仕組み

代表的な各主体を例示したもの



計画の体系

基本目標

施策の展開

施策の方向性

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1) 地域の支え合い機能の強化

～他人事を我が事に交えていく取り組み～

既存の制度による解決が困難な課題や、複合的な課題・複雑な事情を抱える人や家庭に関する相談を丸ごと受け止め、地域の多様な主体の連携により適切な支援機関につなぎ、課題解決を図るネットワークの形成を促進します。

① 地域における支え合い機能の充実

◎ 地域支え合い団体の設立支援 ◎ 地域支え合い団体の活動支援

② 地域における見守り体制の強化

◎ 地域の見守り体制の強化

③ 地域福祉活動のネットワークの形成

◎ 地域の多様な主体によるネットワークの形成
◎ 地域の多様な主体によるネットワーク活動の支援

④ 地域における健康づくり・
介護予防活動の推進

◎ 地域における健康づくりの推進 ◎ 介護予防活動の取り組みの推進

(2) 多様な担い手の育成・参画

～支え手と受け手の垣根を超える取り組み～

福祉教育の推進等を通じた地域の担い手のすそ野を広げる取り組みや、支え手と受け手の垣根を超え、日常生活において困り事を抱えたときに地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。

また、福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

① 地域の担い手の育成・参画

◎ 地域の支え合い活動に関する担い手の養成
◎ ボランティアの養成及び活躍の推進 ◎ 学校教育における福祉教育の充実

② 福祉人材の育成・確保

◎ 福祉人材の育成 ◎ 福祉人材の確保
◎ 雇用環境の改善に向けた取り組みの推進

③ 災害時ボランティアセンターの設置

◎ 災害時ボランティアセンターの受け入れ体制の整備

(3) 包括的な支援体制の整備

地域におけるネットワークでは解決できない課題については、家族丸ごとの相談支援体制で受け止め、解決につなぎます。

また、解決につながった事例を地域の多様な主体によるネットワークで共有するための支援を行います。

① 相談支援体制の強化

◎ 高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの構築
◎ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◎ 地域生活支援拠点等の整備
◎ 障害児支援の提供体制の整備 ◎ 子ども・子育ての支援体制の整備

② 家族丸ごとの相談支援体制の検討

◎ 家族丸ごとの相談支援体制の構築

③ 自立に向けた支援

◎ 障害者に対する就労支援 ◎ 子どもに対する学習支援
◎ 犯罪をした人等に対する社会復帰支援

④ 権利擁護の推進

◎ 人権教育・啓発の推進 ◎ 虐待防止の取り組み ◎ 成年後見制度の利用促進

2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

地域福祉は、全ての人のためにみんなで支え合って進めていくものです。

そのためには、多様性を認め合い、地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという「共に生き、共に支え合う社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という考え方のもと、他人に対する思いやりの心や多様性を受け止める意識の醸成といった心のバリアフリーを推進します。

① 他人に対する思いやりの心の醸成

◎ 福祉教育の推進

② 多様性を受け止める意識の醸成

◎ 外国人に対する支援
◎ LGBTsなど性的マイノリティに対する支援

③ 誰もが情報が共有しやすい
情報発信の推進

◎ 手話通訳者・要約筆記者等の養成
◎ やさしい日本語、分かりやすい表現の使用

基本目標①

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1) 地域の支え合い機能の強化 ～他人事を我が事に変えていく取り組み～

- ・ 既存の制度による解決が困難な課題や、複合的な課題・複雑な事情を抱える人や家庭に関する相談を丸ごと受け止めます。
- ・ 地域の多様な主体の連携により、適切な支援機関につなぎ課題解決を図るネットワークの形成を促進します。

基本目標②

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(2) 多様な担い手の育成・参画

～支え手と受け手の垣根を超える取り組み～

- 福祉教育の推進等を通じた、地域の担い手のすそ野を広げる取り組みを進めます。
- 日常生活において困り事を抱えたときに、支え手と受け手の垣根を超え、地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。
- 福祉の各分野における専門職等に対する研修の充実など、福祉人材を育成・確保する取り組みを推進します。

基本目標③

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(3) 包括的な支援体制の整備

- 地域におけるネットワークでは解決できない課題については、
家族丸ごとの相談支援体制で受け止め、
解決につなぎます。
- 解決につながった事例を
地域の多様な主体によるネットワークで
共有するための支援を行います。

基本目標④

2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

- 地域福祉は、
全ての人のためにみんなで支え合って進めていく。
- 多様性を認め合い、
地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという
「共に生き、共に支え合う社会づくり
(ソーシャル・インクルージョン)」
という考え方のもと、他人に対する思いやりの心や
多様性を受け止める意識の醸成といった
心のバリアフリーを推進します。